

# 長野県からのお知らせ

## 2020年4月1日から民法(債権法)が変わります

「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。契約等に関する基本的なルールが定められている「債権法」と呼ばれる内容に関するもので、消費者の契約にも大きく関係があります。ポイントを押さえ、契約などの際に注意しましょう。

### 主な改正のポイント

- 一定の範囲の不特定債務を保証する個人の「根保証契約」  
(子供の賃料などを親がまとめて保証する場合など)に限度額の定めが必須に
- 事業用融資の保証人になる際に公証人による意思確認手続きが新設
- 事業者などがあらかじめ定める「約款」を用いた取引ルールの見直し
  - ・信義則に反する顧客に不利益な条項の無効
  - ・顧客にとって不利益な約款変更の事前周知 など
- 賃貸借契約に関する「敷金」や「原状回復義務」などルールの明確化

詳しくは **法務省 債権法改正**



## 新型コロナウイルス感染症及びマスクについてのお願い

新型コロナウイルス感染症が発生しています。国や県が発信する正確な情報に基づき、以下のよう  
な対応をお願いします。



・季節性インフルエンザと同様に、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を行っていただくとともに、咳や発熱等がある場合には、マスクの着用をお願いします。

・風邪の症状や発熱があり、新型コロナウイルス感染症の発生している国や地域から帰国・入国された方、またはそれらの方との濃厚接触の可能性のある方、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方など症状のある方の相談は、各地域の保健所(保健福祉事務所)の「有症状者相談窓口」までお願いいたします。

・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は026-235-7277または026-235-7278(県庁保健・疾病対策課)へご相談ください。

・風邪や感染症の疑いがある方にマスクを届けるため、必要な分のみを購入するなど、冷静な対応をお願いいたします。

・感染症の発生に便乗したマスク等の販売サイトを装う偽の通販サイトや、保健所を装う偽の電話など、悪質商法や詐欺などにも注意し、トラブルになった場合は消費生活センターなどに相談しましょう。



編集・発行 **長野県県民文化部** **暮らし安全・消費生活課**  
(令和2年3月発行) 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階  
TEL026-235-7286 E-mail:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

確かな暮らしが営まれる美しい信州  
～学びと自治の力で拓く新時代～  
しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画) 推進中

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会  
(事務局:日本銀行 長野事務所内)の協力を得て作成しています。



はインターネットでもご覧いただけます。  
長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/> しあわせ信州



回覧 **ながのけん**

- 内容
- 令和2年1月の特殊詐欺被害激増!
  - 2019年中の特殊詐欺の傾向
  - 新生活を迎える方へ
  - 長野県からのお知らせ




## 令和2年 1月の特殊詐欺被害激増!

「キャッシュカードを預かる」は詐欺!  
「預貯金詐欺」に注意!!

	件数	被害額
<b>特殊詐欺全体</b> (前年同期比)	<b>21件</b> +18件(600%増)	<b>3283万円</b> +1273万円
<b>預貯金詐欺</b>	12件	1321万円
<b>架空料金請求詐欺</b>	5件	548万円
<b>オレオレ詐欺</b>	2件	968万円


(長野県警察本部発表暫定値、1万円未満切り捨て)



**サギ**

〇〇警察署の者です  
キャッシュカードが勝手に使われています  
使われないように手続きをしましょう

〇〇市役所の職員です  
医療費の過払いがあります。こちらで手続きをするので  
キャッシュカードを取りに伺います



・警察官、役所の職員、銀行協会職員等を名乗り「個人情報漏れている」「犯罪に利用されている」などと、キャッシュカードをだまし取る「預貯金詐欺」が多発!

**その場で、一人で判断せず、周囲に相談しましょう!**

中面では2019年中の特殊詐欺被害のまとめを掲載!

買い物、事業者との契約での困りごとなど消費者トラブルでお困りのときは、  
**消費生活センターへご相談ください!**

2019年12月に  
移転しました

<b>北信消費生活センター</b>	長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁西庁舎1階	☎026-217-0009 FAX:026-235-7374
<b>中信消費生活センター</b>	松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階	☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
<b>南信消費生活センター</b>	飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣	☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
<b>東信消費生活センター</b>	上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階	☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998



# 2019年中の特殊詐欺の傾向

	件数	被害額
<b>特殊詐欺認知状況</b>	<b>125件</b>	<b>2億3787万円</b>
前年(2018年)比	-29件	-1億7028万円

(長野県警察本部発表暫定値、1万円未満切り捨て)

## ●認知件数、被害額ともに減少

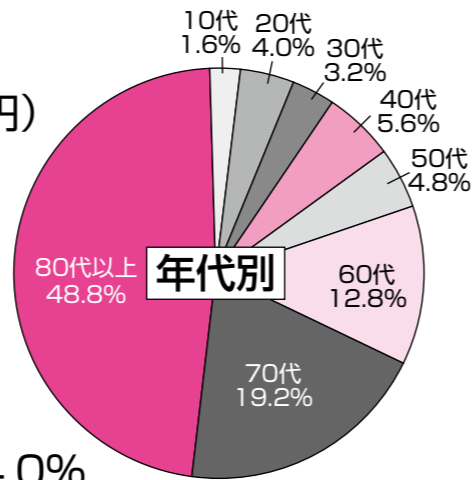
件数、被害額とも過去5年間で最少  
一人当たりの被害額は約190万円(前年比-74万円)

## ●被害者の多くが高齢者

被害に遭った方のうち、  
65歳以上の高齢者は92名、73.6%

## ●キャッシュカードを狙った手口が半数近く

キャッシュカード手交型……42件(33.6%)  
キャッシュカード窃取型……13件(10.4%) } 計44.0%  
現金を狙った手口が38件(30.4%)、電子マネーによるものが22件(17.6%)  
※被害額が最も多い交付形態の件数



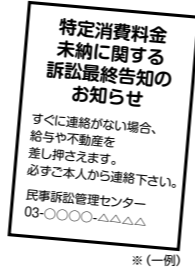
⇒「キャッシュカードを預けて」、「現金を宅配便で送って」  
「電子マネーカードを買って、番号を教える」は全てサギ!!

## ●前兆事案の増加(2898件⇒4091件)

前兆事案は前年比で1193件増加。  
前兆事案のうち「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題する架空の料金を請求するはがきや封書によるものが2521件

## 認知件数、被害額が減少する一方、前兆事案が増加

⇒詐欺の電話、ハガキなどに対する「気づき」や、周囲の人による見守りなど、被害阻止がより重要に!



**特殊詐欺の傾向を知り、自分事として対策を!**  
**引き続き、被害防止へのご協力をお願いいたします。**

## お知らせ 消費生活相談員資格取得支援講座を開催します

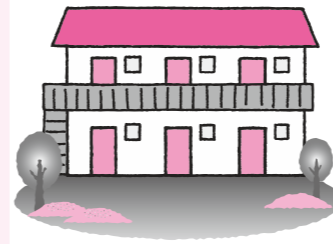
国家資格「消費生活相談員」の資格取得を目指す方々を支援する講座を開催します。日程等の詳細は決まり次第、長野県消費生活情報ウェブサイト等でお知らせします。  
【開催予定:令和2年5月~9月の土曜日(全10回) 会場:塩尻総合文化センター】

# 新生活を迎える方へ

県の消費生活センターには、これからの時期、新生活にまつわる契約に関して多くの相談が寄せられています。  
進学、就職、転勤など新生活を迎えるに当たり、慌ただしい中でも契約の際には十分ご注意ください!



## ☆アパートやマンションなどの賃貸借契約



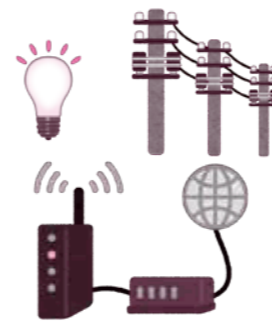
- どんな場面でいくら必要なのか、キャンセルの時期や、申し込みの際に支払う金銭の返金はどうなっているか確認!
- 退去時の原状回復費用(部屋のクリーニング、壁紙や床、畳の張り替え等)に関する相談が非常に多いです。事前に退去時の精算について確認し、また入居前に、室内の汚れやキズなどは貸主や仲介業者立会いの上で確認しておきましょう。
- 建物や設備等の経年劣化や通常の損耗は貸主の負担です※。退去時の原状回復の一般的な費用負担については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を確認!退去時だけでなく、入居前にも読んでおきましょう。  
※2020年4月1日から施行される改正民法にも明記

## ☆新聞などの訪問販売による契約

- 景品だけで判断する、家族に相談せず契約する、そのつもりが無いのに1年など長期の契約をする、といったことは避けましょう!
- 強引な勧誘方法に関する相談も多く寄せられています。根負けして不本意な契約をしてしまった場合は、「契約書を受け取った日」を含め8日間はクーリング・オフによる無条件解約ができます!
- 「断ったのにしつこく勧誘された」「退去を求めても帰らない」「ウソの説明をされた」といった状況で契約した場合、契約の取消ができる場合もあります。また、退去を求めても帰らない場合、警察へ通報することも考えましょう。



## ☆光回線契約や電気契約などの切り替え



- 「今より安くなる」という言葉だけで判断するのはやめましょう!
- 料金、契約の内容、解約の条件をきちんと確認!
- 相手の会社名などの情報を確認!きちんと聞かずに、大手電話会社や大手電力会社と思いついで契約する相談が多く寄せられています。
- 切り替えの意思がない場合は、回線の「転用承諾番号」や、電気の検針票に記載された情報を相手に伝えないようにしましょう!
- 契約した場合でも、電話勧誘による電気の切り替えであれば「クーリングオフ」が、光回線の切り替えであれば「初期契約解除」など、解約が可能な場合があります!

**これらは長期にわたり影響のある、大切な契約です!**  
**慌てて契約しないよう、事前に情報を収集しておきましょう!**